

北上市告示甲第94号

北上市住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金交付要綱（令和6年北上市告示甲第65号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前			改正後		
(定義)			(定義)		
第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。			第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		
(1)～(4) [略]			(1)～(4) [略]		
(5) 第三者機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価について、これと同等以上の能力を有する機関をいう。			(5) 第三者機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価について、これと同等以上の能力を有する機関をいう。		
(6)～(9) [略]			(6)～(9) [略]		
別表第1（第4、第5、第6、第9関係）			別表第1（第4、第5、第6、第9関係）		
区分	経費	補助額	区分	経費	補助額
[略]			[略]		
2 省エネ化のための計画策定等及び省エネ改修（ただし、次の	[略]		2 省エネ化のための計画策定等及び省エネ改修（ただし、次の	[略]	

第1号から第6号までに掲げる要件を満たすものに限る。) (1)～(3) [略] (4) 階数が2階以下、かつ、床面積が500平方メートル以下の木造住宅において、全体改修によりZEH水準に適合する場合にあっては、次のアから<u>エ</u>までに掲げるいずれかの要件を満たすこと。 ア～ウ [略] (5)・(6) [略]		第1号から第6号までに掲げる要件を満たすものに限る。) (1)～(3) [略] (4) 階数が2階以下、かつ、床面積が500平方メートル以下の木造住宅において、全体改修によりZEH水準に適合する場合にあっては、次のアから<u>ウ</u>までに掲げるいずれかの要件を満たすこと。 ア～ウ [略] (5)・(6) [略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			